

種類	設置目的	特徴	設置・管理
防犯灯	通学路や生活道路での犯罪防止などを目的に設置。	通常、電柱やポールに取り付け、照明には主に蛍光灯を使用。一般には自治会の略称や防犯灯番号が支柱に貼付されている。	自治会、町内会、防犯管理団体が設置し、維持管理を行う。問い合わせは、地域の自治会・町内会等へ。
道路街路灯	主に夜間の交通の安全と円滑化のため、交通量の多い市街地の幹線道路や交差点、見通しの悪いカーブ、交通事故の多発箇所などに設置。また、防犯灯等の整備が不十分な地域（自治組織未整備）について、防犯と交通安全に寄与する場合も順次設置。	通行者や障害物の有無など、車道の状況が分かるように車道側を向いている。道路法に基づく道路付属施設。（法定自治事務）支柱に街路灯番号が貼付されている。	国や県、市といった道路管理者（市道については市）が設置し、維持管理を行う。市道設置分の問い合わせは、市道水路管理課、国・県道設置分は県藤沢土木事務所へ。
商店街街路灯	商店街団体が商店街の区域内の商業活動、歩行者の夜間通行の安全確保等のために設置。	独立のポールに取り付け、照明は主に水銀灯を使用。商店街の名称が記載されたプレートが支柱に付設されている。	商店街団体が設置し、維持管理を行う。問い合わせは各商店街団体、補助制度の問い合わせは、市観光商工課へ。
集合住宅・個人住宅管理灯	マンションなど開発時に、入居者の安全確保や景観向上のために敷地内に設置（庭園灯や進路灯など）。また、個人住宅の防犯対策のため、敷地内に設置。	独立のポールなどに取り付け、照明は主に水銀灯や白熱灯、蛍光灯などを使用。	集合住宅の管理団体や個人・事業者が維持管理を行う。問い合わせは、各管理団体等へ。
不特定多数の利用者用の事業者管理灯	鉄道事業者や各種事業所が利用者のために自社所有の駅前広場などに設置（市道部分は道路街路灯）。	独立のポールなどに取り付け、照明は主に水銀灯や白熱灯、蛍光灯などを使用。	各事業者が維持管理を行う。問い合わせは各事業者へ。
公園灯	公園利用者や地域の安全確保のために敷地内に設置。	独立のポールなどに取り付け、照明は主に水銀灯や白熱灯などを使用。	公園課が設置し、鎌倉市公園協会が維持管理を行う。問い合わせは鎌倉市公園協会へ。